

横浜市「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱 新旧対照表

旧	新
<p>(第1条、第2条省略)</p> <p>(認定の申請書に添えるべき図書等)</p> <p>第3条 規則第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(4)省略)</p> <p>(5) 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書</p> <p>(アからコ、(6)及び(7)並びに第4条から第17条まで省略)</p>	<p>(第1条、第2条省略)</p> <p>(認定の申請書に添えるべき図書等)</p> <p>第3条 規則第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>((1)から(4)省略)</p> <p>(5) 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準の<u>区域等</u>に応じて、それに適合することを確認するために必要な<u>次に掲げる図書(ただし、法第5条第6項又は同条第7項の規定に基づく認定の申請をしようとする場合は、次に掲げる区域等(アを除く。)に応じた基準に適合していることがわかる他の図書を添付することによりこれに代えることができる。)</u></p> <p>(アからコ、(6)及び(7)並びに第4条から第17条まで省略)</p>